

施設サービス 施設に入所して利用するサービスです。

住所地特例が適用されます 他市区町村の施設に入所して、その施設に住所変更した場合でも、住所変更前の市区町村に保険料を納め、保険給付を受けます。

*生活全般の介護が必要な人が利用する施設

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)

常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が、日常生活上の介護を受けられる施設です。



要介護

※新規入所は原則として要介護3～5の人が対象です。

サービス費用のめやす(1日につき)

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室の多床室
要介護1※	5,890円	5,890円	6,700円
要介護2※	6,590円	6,590円	7,400円
要介護3	7,320円	7,320円	8,150円
要介護4	8,020円	8,020円	8,860円
要介護5	8,710円	8,710円	9,550円

*在宅復帰を目指す人が利用する施設

介護老人保健施設 (老人保健施設)

状態が安定している人が在宅復帰を目指し、リハビリテーションや日常生活上の介護を受けられる施設です。



要介護

サービス費用のめやす(1日につき)

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室の多床室
要介護1	7,170円	7,930円	8,020円
要介護2	7,630円	8,430円	8,480円
要介護3	8,280円	9,080円	9,130円
要介護4	8,830円	9,610円	9,680円
要介護5	9,320円	10,120円	10,180円

*長期療養と介護を一体的に受けられる施設

介護医療院

要介護

医学的管理のもとで長期療養が必要な人が、医療や日常生活上の介護を受けられる施設です。生活の場としての機能も持っています。

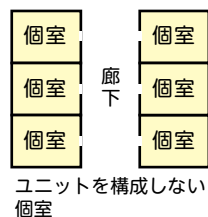


サービス費用のめやす(1日につき)

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室の多床室
要介護1	7,210円	8,330円	8,500円
要介護2	8,320円	9,430円	9,600円
要介護3	10,700円	11,820円	11,990円
要介護4	11,720円	12,830円	13,000円
要介護5	12,630円	13,750円	13,920円

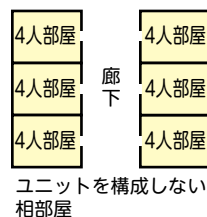
■介護施設の部屋のタイプについて

従来型個室



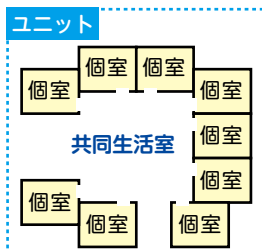
●個室：壁が天井まであり、完全に仕切られている部屋

多床室



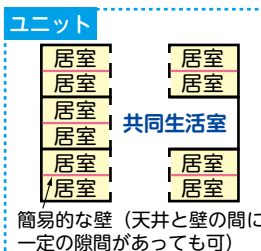
ユニットを構成しない相部屋

ユニット型個室



ユニットを構成しない相部屋

ユニット型個室の多床室



簡易的な壁(天井と壁の間に一定の隙間があっても可)

*施設を利用したサービスの費用

利用者負担の割合分(▶P11)のほかに、居住費(短期入所サービスは滞在費)、食費、日常生活費が利用者の負担となります。



$$\text{サービス費用利用者負担の割合分(▶P11)} + \text{居住費等全額} + \text{食費全額} + \text{日常生活費全額}$$

基準費用額

居住費等、食費の利用者負担は、施設と利用者の間で契約により決められますが、基準となる額(基準費用額)が定められています。

令和8年8月から 食費の額が変わりました。

■基準費用額(1日につき)

●介護老人福祉施設、短期入所生活介護は()の金額です。

居住費等				食費
従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	
1,728円(1,231円)	437円(※)(915円)	2,066円	1,728円	1,545円

(※)室料徴収の対象となる介護老人保健施設または、介護医療院を利用した場合の額は697円となります。

低所得の人には負担を軽くする制度があります

申請が必要です

低所得の人は、申請により下表のA・B両方に該当していると認定された場合、居住費等、食費は負担限度額までの負担となり、超えた分は「特定入所者介護(予防)サービス費」として介護保険が負担します。認定の有効期間は、毎年8月1日から翌年7月31日までです。継続して利用を希望する場合は、有効期間満了前に更新の手続きをしてください。

令和8年8月から 下記の負担限度額の表において、下線部の金額が変わりました。

■負担限度額(1日につき)

●介護老人福祉施設、短期入所生活介護は()の金額です。

利用者負担段階	A課税状況等	B預貯金等	居住費等				食費	
			従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	生活保護受給者等	要件なし	550円(380円)	0円	880円	550円	300円	300円
第2段階	世帯全員が住民税非課税 課税年金収入額※1+非課税年金収入額+その他の合計所得金額※1が82.65万円以下の人	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	550円(480円)	430円	880円	550円	390円	600円
第3段階①	課税年金収入額※1+非課税年金収入額+その他の合計所得金額※1が82.65万円超120万円以下の人	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下	1,370円(880円)	430円	1,370円	1,370円	680円	1,030円
第3段階②	課税年金収入額※1+非課税年金収入額+その他の合計所得金額※1が120万円超の人	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下	1,470円(980円)	430円※2(530円)	1,470円	1,470円	1,420円	1,360円

※1 P11の「課税年金収入額」「その他の合計所得金額」の説明参照。「非課税年金」は遺族年金や障害年金などを指します。

※2 室料徴収の対象となる介護老人保健施設または、介護医療院を利用した場合の額は530円となります。

預貯金等の範囲

【対象となるもの】

預貯金、投資信託、有価証券、現金、時価評価額が容易に把握できる貴金属、負債(住宅ローン等)

【対象とならないもの】

生命保険、自動車、腕時計、宝石など時価評価額が把握できない貴金属、絵画、骨董品など

- 住民票上世帯が異なる配偶者(世帯分離や事実婚含む。ただしDV防止法における配偶者から暴力を受けた場合や行方不明の場合などは除く)も含まれます。
- 第2号被保険者(40～64歳の医療保険加入者)の預貯金等の資産要件は、利用者負担段階にかかわらず「単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下」となります。また、生活保護受給者は資産要件はありません。
- 住民税課税世帯の人でも、一定の要件を満たせば特例的に第3段階②の負担限度額が適用される場合があります。